



本社・土木事業部

〒028-5711 岩手県二戸市金田一字八ツ長 88-5
TEL:0195-27-3330 FAX:0195-27-3579

建築事業部

〒028-5711 岩手県二戸市金田一字八ツ長 88-13
TEL:0195-27-4844 FAX:0195-27-3538

仙台営業所

〒981-3112 宮城県仙台市泉区八乙女 1 丁目 4-1
TEL:022-776-0174 FAX:022-343-7886

盛岡営業所

〒020-0857 岩手県盛岡市北飯岡 3 丁目 4-38-202
TEL:019-681-8891 FAX:019-681-8892

宮古営業所

〒027-0036 岩手県宮古市田鎖第 2 地割 99 番地
TEL:0193-69-3226 FAX:0193-69-3226

LAND REUSE

軽米建設発生残土受入場

(採石法に基づく採取跡地再生事業)



CHANGE.It is FUTURE.

変わること、それはこれから。



LAND REUSE

「LAND REUSE (ランドリユース)」とは土地の再利用を意味し、建設発生土受入の事業名です。受入地は当初採石場として活用し、現在は建設発生土の受入として、土地を再利用しています。



受入地概要

名称	株式会社アルバライフ 軽米建設残土発生土受入場
所在地	岩手県九戸郡軽米町大字山内第9地割30
受入容量	75万m ³
受入費	800円/t(税別) ※1,200円/1m ³ (税別)
受入時間	午前8時30分～午後4時30分
休館日	土日祝祭日(振替休日含む) 夏季・年末年始休暇はお問合わせください

案内図



ACCESS

岩手県九戸郡軽米町大字山内第9地割30

- ▷ 軽米ICから約6km
- ▷ 九戸ICから約14km

スマホから位置情報をご確認ください



受入れできる建設発生土(第1～4種建設発生土)

- 概ね含水比が80%以下で、標準仕様ダンプトラックに山積みできず、その上を人が歩けないような流動性を呈する状態でないもの。
- 多量の草木、木根、その他有機物を含まないもの。
- 「土壌汚染対策法」による汚染土でないもの。
- 産業廃棄物及び一般廃棄物混入土でないもの。(セメント塊・アスコン塊・木片・金属くず・塩ビ・瓦・プラスチック・ごみ・ガラス片・缶等)
- 重金属、油等の有害物を含まないもの。
- 悪臭を放たないもの。



排水設備(調整池)



トラックスケール

注意事項

搬入時に受入れできないと判断した場合は荷下ろしせずに持ち帰りしていただきます。荷下ろし後に判明した場合は、搬入者の費用にて撤去をしていただきます。

CARRYING IN FLOW

搬入までの流れ

- 1 お申込み** (株)アルバライフ TEL:0195-27-3330 FAX:0195-27-3579
<https://landreuse.albalife.jp>より「土砂搬入申込書」をダウンロードして下さい。
- 2 契約** 必要事項を記入し、FAXしていただければ弊社より郵送にて契約書を送ります。
- 3 振込** 予定数量分の受入費を前金にてお振込みいただきます。
- 4 運搬車登録・車両予約票の発行** 土砂運搬車両の登録をし車両予約票を発行します。※複数台登録可
- 5 土砂搬入予定の連絡** 搬入日時・数量を搬入連絡書にて**搬入2日前まで**にお知らせ下さい。
- 6 搬入** 搬入土の確認・計量。計量機は車両予約票が無ければ計量できません。
- 7 精算** 総受入れ数量を集計し、前金との差額を追加請求又は返金します。

搬入時の注意

- 運搬にあたっては、過積載がないようにするとともに、積載物が飛散・流出又は落下しないよう十分な措置を講じる等、道路交通法規を遵守して下さい。
- 受入れ場所では、荷台のシートを取り係員の検査を受けて下さい。
- 係員の検査で不相当と認め持ち帰りを指示した場合は指示に従いお帰り下さい。
- 受入れ可能な場合は、計量機に乗り重量の計測をして下さい。
- 計量後は、場内標識に従い搬入場所まで徐行にて移動して下さい。
- 搬入場所では、係員の指示に従い土砂を降ろして下さい。
- 受入れ場所では、係員の指示に従って下さい。

連絡先

株式会社 アルバライフ
〒028-5711
岩手県二戸市金田一八ツ長 88-5
TEL:0195-27-3330
FAX:0195-27-3579
<https://landreuse.albalife.jp>
担当:管理本部 佐藤・阿部
係員:080-1987-2102

岩石採取計画認可

岩手県指令県北広保第122-5号

令和5年11月28日

- 岩石採取場の区域及び面積
九戸郡軽米町大字山内第9地割小松原30、30-2、30-3、37
九戸郡軽米町大字晴山第1地割字川向65、66、68-14、68-16
- 採取する岩石の種類及び数量
(1)岩石の種類 砂岩 / (2)数量 0t
- 採取の期間
令和5年11月28日から令和8年11月27日
※盛土規制法は適用外(採石法による原状回復義務の為)

林地開発許可

岩手県指令二農林セ林第544号

令和5年9月21日

- 林地開発行為許可の場所
九戸郡軽米町大字山内第9地割字小松原30番地ほか1筆
- 許可面積
3.9848ヘクタール
- 開発行為の目的
土石等の採掘
- 開発許可の期限
平成16年6月14日～令和11年6月28日